

## 第7回 逗子海水浴場の運営に関する検討会 概要

日時：令和2年6月1日（月）

14時30分～16時10分

場所：逗子市役所5階 第1・2会議室

### 出席者

[メンバー] 田中 美乃里、歌代 光雄、菊井 健一、熊倉 武夫、若菜 克己、  
福井 八洲雄、牛嶋 美代子、菊池 俊一、安重 宣子、飯野 幸、  
和田 修芳、菊池 千春、岡田 和夫、岩佐 正朗、深澤 忠房

[オブザーバー] 逗子警察署地域課、横須賀三浦地域県政総合センター企画調整課、  
鎌倉保健福祉事務所環境衛生課、横須賀土木事務所許認可指導課、  
公益財団法人かながわ海岸美化財団

[事務局] 逗子市市民協働部経済観光課

課長 黒羽 秀昌、係長 大野 宏子、主任 楠元 仁、主事 宮上 敦久

### 欠席者

[メンバー] 熊岡 寛展、近藤 和善、徳本 恒徳、松田 政治

### 会議公開の可否

可

### 傍聴者

5名

### 会議次第

1. 開会
2. 議題
  - (1) 2020年度逗子海水浴場開設に係る検討状況について
  - (2) 今夏の海岸対策について
  - (3) その他
3. その他

### 配布資料

資料1. 令和2年度逗子海水浴場事業者・利用者ルールに関する書面意見照会  
検討会メンバー意見

資料2. 海水浴場等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策ガイドライン

資料3. 令和2年6月1日プレスリリース

資料4. 今夏の逗子海岸における安心安全のための対策(案)

## 1 開会

- ・事務局より、検討会は傍聴できることと、マスクの頭撮りについて説明を行った。
- ・変更のあったメンバーの紹介を行った。
  - ①岩佐市民協働部長 ②若菜観光協会事務局長
- ・市長挨拶
  - 今年度の海水浴場開設は、特措法に基づく緊急事態宣言が解除されたとは言え、新型コロナウイルス感染症拡大の第二波、第三波が懸念される中で断念した。
  - 海水浴場は逗子の経済の基幹。市内のあらゆる業種に関わることで、断腸の思いである。
  - これまで夏の海水浴場が維持されてきたのは、検討会の皆様はじめ、海岸組合やマリンドリンクの協力があつたからであり、今年は状況が異なり不安もある。
  - 安全やマナーなどの今夏の海岸対策について、ご意見を賜り、安心して夏を乗り切れるよう、ご協力をお願いしたい。
- ・事務局より、資料確認と本日の会議の趣旨の説明を行った。

## 2 議題

### (1) 2020年度逗子海水浴場開設に係る検討状況について

- ・事務局から検討状況について次のとおり説明を行った。
  - 令和2年度逗子海水浴場事業者・利用者ルールについては、当初、令和2年3月13日の第6回検討会において議論をいただく予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、書面での意見照会とさせていただいた。その後、新型コロナウイルス感染症のまん延状況を鑑み、事務局においてルールの修正案を作成し、4月24日付で再度意見照会をさせていただいた。皆様においては、資料1のとおりご確認及びご意見をいただき感謝申し上げます。
  - その後、新型コロナウイルス感染症のまん延状況等を見ながら、海岸関係者や近隣市町との情報交換をしながら検討を進めてきた。
  - 新型コロナウイルス感染症対策については、5月27日に神奈川県から海水浴場等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策ガイドラインが示された。
  - これらの経過を経て、総合的に判断した結果、市長のあいさつにあったとおり、海水浴場の開設を断念することとなった。(プレスリリースのとおり)
- ・事務局の説明に対して、次のとおり質疑があつた。
  - 県が出しているガイドラインの意味合いや言葉の強さに対する重みというのはどの程度のものになるのか。  
⇒条例等規則に当てはまるものではないが、これを守って開設していただきたいというかなり強いお願いであり、市としては無視できない。
  - 県の意図を汲んで市町村の判断で開設しないのか。  
⇒そのとおり。県が海岸管理者のため、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についての海水浴場開設時の指針が示された。

(2) 今夏の海岸対策について

- ・事務局から検討状況について資料4のとおり説明を行った。
  - 開設断念したが、夏になれば海に人は来るため、現時点での事務局の対策案を説明する。海水浴場の運営について図る検討会ではあるが、皆様のこれまでの経験や知見をお借りできればと思う。
  - 安全対策を行わない場合、海面での接触等の事故が懸念される。また、条例及びルールが適用されないため、市や海岸組合等の管理者不在の中で風紀の乱れ、治安悪化、住宅地への影響も懸念される。
  - 主に広報活動、安全対策、マナー対策を検討している。

①広報活動

来訪前の広報活動は、海水浴を目的とした逗子海岸への来訪を控えていただくためにライフセーバー等の十分な安全対策、飲食・更衣・休憩等のサービスがないことを広報していく。

現場での広報活動は、距離を保つ・密集しない等の感染拡大しないような行動を促す新型コロナウイルス感染症に係る内容と現場でのルール等の周知も行う予定。

②安全対策

主に海上対策であり、例年は遊泳区域ブイ・ライフセーバー・看護師の配置をしている。動力船もブイがあるため入ってこられなかったことに加え、海岸組合やマリン連盟の自主的な海上警備により未然に侵入を防いでいた。

海水浴場ではないため遊泳区域の設置はできないが、夏になると海に子どもが増え、マリンスポーツや動力船と子どもとの接触を防ぐ対策が必要であるため、海岸管理者である神奈川県と協議しながら、安全確保のためにブイを張ってエリア分けすることを検討している。動力船もエリア内に入ることのないよう、監視の配置の検討や海岸関係者への協力もお願いしていく。

③マナー対策

主に砂浜での対策であり、例年は条例等ルールに基づき、マナーアップ警備員、検討会メンバーを含めた合同パトロール、海岸組合による街中パトロール、警察官の毎日の立ち寄りにより運営してきた。

今夏は何の対策もしなければルール等がなく風紀が乱れるおそれがあるため、これまでの条例等ルールに替わるものは必要と考える。そういったルールに基づいてマナーアップ警備の配置、関係者への協力依頼、警察への海岸巡回の依頼をしていくことを想定している。

- 同等程度の利用者のマナー向上を図るルール作りは、条例も視野に入れて検討している。
- なお、夏が迫っているため、恒常的なルールではなく、この夏だけの期間限定的なものとして検討している。内容は、これまでと同様BBQ、飲酒、入れ墨、スピーカーの項目は今夏の海岸でもできないようにと考えている。
- その他、感染拡大につながる行為や状態を作ることも禁止したいと考えている。

- ・事務局の説明に対して、次のとおり意見があった。
  - 県のガイドラインや市のプレスリリースを見ても、海岸へは市民も来てはいけないのか、県民は来てもいいのかが分からないためはっきりしてほしい。子どもの安全対策はする

ということは、子どもは来てもいいのか。どのレベルで広報するのか、それが広報ごとや近隣の鎌倉や葉山とで発信の仕方がぶれないでほしい。また、海は基幹事業であることから、今年やらないことで海水浴事業が死に絶えないように、海岸事業者へ支援すべきなのではないか。

- 来ないでほしいと言うのは絶対数を減らすために必要。それでも無視して来る人はいるため、条例はぜひ作ってほしい。今までの条例と同じルールではなく、今夏も条例じゃないと意味がない。
- 毎日新聞によると鎌倉市は条例改正をすると出ている。鎌倉市、葉山町、茅ヶ崎市等と一緒に県と調整してほしい。従ってもらうには、条例や規則が必要なため、是非やってほしい。
- 市の対策案は懸念をほぼほぼ盛り込まれていると思う。今までは市が設置者であったのに対し、今年は神奈川県が管理者だと思うが、神奈川県が問題をクリアしてくれるのか。ガイドラインに盛り込まれた対策は、神奈川県がやるとの認識でいいのか。利用者への周知やパトロール、苦情の対応全て県でやるように言ってほしい。
- 今年のこれまでの新型コロナウイルス感染症対策の海岸パトロールは昼間に行っていたが、夏は夕方や夜に市中を通過して帰っていく人への対策が必要なため、夕方以降のパトロールもやってほしい。
- 諦めるわけではないが、県がやることはないと思う。市で対応していくことになるのではないか。
- 神奈川県の管理なのに市がルールを決めるのは問題ないのか確認していただきたい。海岸組合としては、これまで通り協力したいと思っている。組合ホームページでの広報や警備の要請もあればできる限りの協力はしたい。
- 海岸の使い方について、マリン連盟としてどこまで協力できるか集まって決めたいと思う。ある程度エリア分け等ができるなら市とともに指導していきたいが、権限がない中でどこまでできるのか。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインにある砂浜で1～2m離れるというのは、誰がどうやって制御するのか。今年は海の家がなく浜が広いため、1万人入っても大丈夫かもしれないが、見る人がいなければ距離は保てないのではないか。警備する人などがしっかり守って警備できるルールにしてもらいたい。机上ではなく、現場を分かっている方がガイドラインを決めてほしい。
- 今のごみ箱では容量オーバーなため、ごみ箱を増設してほしい。トイレはどうするのか。そういった対応も考えてほしい。

- ・いただいた意見をふまえて、今夏の海岸対策について、市がまとめることとなった。

### 3 その他

- ・事務局より、今後のスケジュールについて説明を行った。
  - 海水浴場ではないため、本来は検討会の所掌事項ではないが、10月頃に今年状況を報告したいと考えている。
  - 併せて例年同様、夏季に現状を確認する合同パトロールを実施したいため、協力をお願いしたい。

- ・事務局の提案に対して、次のとおり意見があった。
  - 夏前の検討会はこれで終わりにせず、対策案ができたところで報告の場を設けてほしい。
  - 合同パトロールは協力することで異議なし。
  
- ・意見に対して座長より、海水浴場の開設が無ければ海岸の対策は検討会の所掌事項ではないが、市が各関係者と調整しながら今夏の海岸対策を作成し、検討会で報告してもらいたい旨説明があった。